

人事委員会報

第91号

令和元年度

宮城県人事委員会

目 次

[令和元年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	10
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	15

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	17
第1表 令和元年度職員採用試験（定例試験）の概要	20
第2表 職員採用試験実施状況	22
第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移	25
第4表 令和元年度職員採用選考考査実施状況	27
第5表 令和元年度採用・転任選考承認状況	29
第6表 令和元年度職員採用状況	30
第7表 令和元年度昇任選考実施状況	31
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	32
3 公平審査事務	40
4 公平委員会受託事務	42
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	42
6 職員団体等関係事務	43
7 勤務時間等関係事務	46
8 労働基準監督関係事務	48



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	54
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	千葉裕一	平成30年7月13日	平成30年7月18日 委員長就任
委員 (委員長代理)	佐藤裕一	平成13年7月11日	
委員	秋田次郎	平成27年7月14日	

2 会議の開催状況

令和元年度の人事委員会会議は第1596回から第1618回まで23回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

年月 区分	平成31年 4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	計	
	開催回数	1	1	1	1	3	4	2	3	1	1	3	2	23
議事 事項 数	議案	4	1	1	2	2	4	6	15	3	2	6	13	59
	審理	2	2	2	2	4	3	3	3	2	2	1	2	28
	協議	1	1			2	2					2		8
	報告	2	4		1	5	4	3	2		1	2	2	26
	その他	2		2	2	2	9	6				2	3	28
	計	11	8	5	7	15	22	18	20	5	5	13	20	149

(2) 付議内容別議事事項

		議 案	審 理	協 議	報 告	そ の 他	計
総務関係	条 例 意 見	1					1
	規則等の制定改廃	2					2
	そ の 他				2		2
	小 計	3			2		5
公平審査 勤務条件 関 係	措 置 の 要 求						
	審 査 請 求	8	28	6	1		43
	休 暇 の 承 認	4			1		5
	条 例 意 見	1					1
	規則等の制定改廃	7					7
	そ の 他				8	2	10
	小 計	20	28	6	10	2	66
任用関係	採 用	11			4	14	29
	昇 任				2		2
	条 例 意 見						
	規則等の制定改廃	4					4
	そ の 他						
	小 計	15			6	14	35
給与関係	報 告 ・ 勸 告	1		2	7	2	12
	条 例 意 見	6					6
	規則等の制定改廃	13					13
	そ の 他	1			1	10	12
	小 計	21		2	8	12	43
合 計		59	28	8	26	28	149

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1596	31. 4. 12 (金)	<p>(議 案)</p> <p>1 第 70 回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について</p> <p>2 宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）の実施について</p> <p>3 第 70 回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第 77 回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施について</p> <p>4 人事委員会規則 11—2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 30 年（審）第 1 号事案について（第 5 回審理）</p> <p>② 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 4 回審理）</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 29 年（審）第 2 号事案について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 31 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>② 平成 30 年度職員採用試験実施結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について</p> <p>② 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1597	1. 5. 17(金)	<p>(議 案)</p> <p>5 平成 29 年（審）第 4 号事案に係る再審請求に対する決定について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 30 年（審）第 1 号事案について（第 6 回審理）</p> <p>② 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 5 回審理）</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 29 年（審）第 2 号事案について（第 2 回協議）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 選考考査（前期日程）の概要について</p> <p>② 平成 30 年度における苦情相談の状況について</p> <p>③ 労働基準監督機関としての職権行使の状況について</p> <p>④ 解雇予告除外認定について</p>
1598	1. 6. 19(水)	<p>(議 案)</p> <p>6 不利益処分に係る審査請求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 30 年（審）第 1 号事案について（第 7 回審理）</p> <p>② 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 6 回審理）</p> <p>(その他)</p>

回数	開催年月日	議 事
		① 令和元年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度)申込状況について ② 令和元年度警察官A採用試験の実施状況等について
1599	1.7.4(木)	(議 案) 7 宮城県警察官(警察官A)採用候補者名簿の確定について 8 不利益処分に関する審査請求について (審 理) ① 平成30年(審)第1号事案について(第8回審理) ② 平成30年(審)第2号事案について(第7回審理) (報 告) ① 第90号(平成30年度)人事委員会報について (その他) ① 令和元年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施状況等について ② 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について
1600	1.8.2(金)	(審 理) ① 平成30年(審)第2号事案について(第8回審理) (協 議) ① 平成30年(審)第1号事案について(第1回協議) (報 告) ① 解雇予告除外認定について
1601	1.8.15(木)	(議 案) 9 宮城県職員(大学卒業程度)採用候補者名簿の確定について (審 理) ① 平成30年(審)第2号事案について(第9回審理) (協 議) ① 平成30年(審)第1号事案について(第2回協議) (報 告) ① 解雇予告除外認定について ② 令和元年人事院勧告について ③ 選考考査(後期日程)の概要について (その他) ① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について ② 公務労組連絡会等からの要請について
1602	1.8.28(水)	(議 案) 10 不利益処分に関する審査請求について (審 理) ① 平成30年(審)第2号事案について(第10回審理) ② 令和元年(審)第1号事案について(第1回審理) (報 告) ① 令和元年職員給与実態調査結果について

回数	開催年月日	議 事
1603	1. 9. 6(金)	<p>(議 案)</p> <p>11 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案に対する意見について</p> <p>12 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例案に対する意見について</p> <p>13 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案に対する意見について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 30 年(審)第 2 号事案について(第 11 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 令和元年職種別民間給与実態調査結果について</p> <p>② 令和元年標準生計費・労働経済指標について</p> <p>③ 令和元年公民給与較差について</p> <p>④ 宮城県警察官昇任資格考査の実施結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和元年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告(案)の概要について</p>
1604	1. 9. 17(火)	<p>(協 議)</p> <p>① 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和元年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の申込状況について</p> <p>② 令和元年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の申込状況について</p> <p>③ 令和元年度警察官採用試験の申込状況について</p> <p>④ 選考考査(障害者)の概要について</p> <p>⑤ 宮城県三者共闘会議からの要請について</p> <p>⑥ 北海道公務員共闘会議及び東北公務員共闘協議会からの要請について</p>
1605	1. 9. 24(火)	<p>(審 理)</p> <p>① 平成 30 年(審)第 2 号事案について(第 12 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告(案)について</p>
1606	1. 9. 30(月)	<p>(議 案)</p> <p>14 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 30 年(審)第 2 号事案について(第 13 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和元年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>の実施状況について</p> <p>② 令和元年度警察官採用試験の実施状況について</p>
1607	1.10.8(火)	<p>(議 案)</p> <p>15 特別休暇の承認について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成30年(審)第2号事案について(第14回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和元年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施状況について</p> <p>② 令和元年度警察官採用試験の第1次合格者について</p> <p>③ 宮城県春闘共闘会議等からの要請について</p>
1608	1.10.28(月)	<p>(議 案)</p> <p>16 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>17 週休日の振替等の承認について</p> <p>18 人事委員会規則1-2(用語の定義)の一部改正について</p> <p>19 人事委員会規則7-140(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則)の制定について</p> <p>20 令和元年度昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給号俸数について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成30年(審)第2号事案について(第15回審理)</p> <p>② 令和元年(審)第1号事案について(第2回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 令和元年度における苦情相談の状況について</p> <p>② 労働基準監督機関としての職権行使の状況について</p> <p>③ 人事行政の運営等の状況の公表について</p> <p>(その他)</p> <p>① 令和元年度宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の第1次合格者について</p> <p>② 令和元年度宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の第1次合格者について</p> <p>③ 令和元年全国人事委員会勧告の状況について</p>
1609	1.11.11(月)	<p>(議 案)</p> <p>21 人事委員会規則8-5(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>22 人事委員会規則8-6(学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部改正について</p> <p>23 人事委員会規則4-0(職員の任用に関する規則)の一部改正について</p> <p>24 人事委員会規則12-0(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則)の一部改正について</p>

回数	開催年月日	議 事
		25 人事委員会規則 12—1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部改正について 26 人事委員会規則 13—0（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部改正について 27 人事委員会規則 7—14（期末手当）の一部改正について 28 人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部改正について 29 人事委員会規則 8—7（職員の育児休業等に関する規則）の一部改正について 30 人事委員会の権限（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部委任について （審 理） ① 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 16 回審理） （報 告） ① 人事委員会勧告の取扱い及び職員団体との交渉結果について
1610	1.11.20(水)	（議 案） 31 宮城県職員（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確定について 32 宮城県職員（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）採用候補者名簿の確定について 33 宮城県警察官（警察官 A 及び警察官 B）採用候補者名簿の確定について （審 理） ① 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 17 回審理） （報 告） ① 解雇予告除外認定について
1611	1.11.28(木)	（議 案） 34 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について 35 令和 2 年度宮城県警察官採用試験の実施について （審 理） ① 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 18 回審理）
1612	1.12.19(木)	（議 案） 36 人事委員会規則 7—15（勤勉手当）の一部改正について 37 人事委員会規則 7—33（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部改正について 38 人事委員会規則 7—140（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部改正について （審 理） ① 平成 30 年（審）第 2 号事案について（第 19 回審理） ② 令和元年（審）第 1 号事案について（第 3 回審理）

回数	開催年月日	議 事
1613	2. 1. 22(水)	<p>(議 案)</p> <p>39 職員安全衛生管理規程の一部改正について</p> <p>40 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 30 年 (審) 第 2 号事案について (第 20 回審理)</p> <p>② 令和元年 (審) 第 1 号事案について (第 4 回審理)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査 (選考考査) の実施結果について</p>
1614	2. 2. 5(水)	<p>(議 案)</p> <p>41 令和 2 年度宮城県職員採用試験の実施について</p> <p>42 第 99 回及び第 100 回警察官 A 採用試験並びに第 101 回警察官 B 採用試験の実施について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 令和元年 (審) 第 1 号事案について (第 5 回審理)</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 30 年 (審) 第 2 号事案について (第 1 回協議)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 選考考査 (警察官 (再採用)) の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について</p> <p>② 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1615	2. 2. 17(月)	<p>(議 案)</p> <p>43 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>44 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>45 非常勤職員公務災害補償等条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>(協 議)</p> <p>① 平成 30 年 (審) 第 2 号事案について (第 2 回協議)</p> <p>(報 告)</p> <p>① 令和元年度給与の支払監理について</p>
1616	2. 2. 27(木)	<p>(議 案)</p> <p>46 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p>
1617	2. 3. 18(水)	<p>(議 案)</p> <p>47 特別休暇の承認について</p> <p>48 週休日の振替等の承認について</p> <p>49 人事委員会規則 10—0 (勤務条件に関する措置の要求の手続) の全部改</p>

回数	開催年月日	議 事
		<p>正について</p> <p>50 人事委員会規則 10—1（不利益処分についての審査請求に関する規則）の全部改正について</p> <p>51 第40回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程の制定について</p> <p>52 人事委員会規則 7—2（特殊勤務手当）の一部改正について</p> <p>53 人事委員会規則 7—18（管理職手当）の一部改正について</p> <p>54 人事委員会規則 7—33（初任給，昇格，昇給等の基準）の一部改正について</p> <p>55 人事委員会規則 7—140（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部改正について</p> <p>56 不利益処分に関する審査請求について （審 理）</p> <p>① 令和元年（審）第1号事案について（第6回審理） （報 告）</p> <p>① 不利益処分に関する審査請求に係る調査について （その他）</p> <p>① 福祉職の募集について</p> <p>② 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p> <p>③ 公平委員会事務の受託団体の費用負担（経常費）の改定について</p>
1618	2. 3. 27(金)	<p>（議 案）</p> <p>56 不利益処分に関する審査請求について（継続審議）</p> <p>57 不利益処分に関する審査請求について</p> <p>58 人事委員会規則 9—6（研究職員が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準）の一部改正について</p> <p>59 人事委員会規則 11—2（公平委員会の事務受託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について （審 理）</p> <p>① 令和元年（審）第1号事案について（第7回審理） （報 告）</p> <p>① 非常勤職員の勤務時間の特例承認について</p>

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

令和元年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員安全衛生 管理規程	2. 1. 22	2. 1. 22	引用する地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴う規定の整理	2. 4. 1
第 40 回全国豊 かな海づくり 大会宮城県実 施本部設置規 程	2. 3. 18	2. 3. 18	第 40 回全国豊かな海づくり大会の開催に当たり実施本部を設置することに伴う規程の制定	2. 4. 1

（公平審査・勤務条件関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時 間、休暇等に 関する規則 （8—5）	1. 11. 11	1. 11. 15	引用する地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正に伴う会計年度任用職員の勤務時間、休暇等についての規定の改正 特別休暇のうち、結核性疾患による勤務時間軽減措置の廃止 特別休暇のうち、職員の子（血族及び姻族のうち職員と生計を一にしていた場合に限る。）が死亡した場合の規定の一部改正	2. 1. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（８―６）	1.11.11	1.11.15	引用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う会計年度任用職員の勤務時間、休暇等についての規定の改正 特別休暇のうち、結核性疾患による勤務時間軽減措置の廃止 特別休暇のうち、職員の子（血族及び姻族のうち職員と生計を一にしていた場合に限る。）が死亡した場合の規定の一部改正	2.1.1
研究職員が営利企業役員等の職を兼ねる場合における営利企業等の従事制限についての許可基準（９―６）	2.3.27	2.3.31	引用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴う規定の整理	2.4.1
勤務条件に関する措置の要求の手續（10―0）	2.3.18	2.3.31	多様な内容や形式の措置要求に対応するため、各種の手續規定の整備、手續上の要件や内容を明示することによる全面改正	2.4.1
不利益処分についての審査請求に関する規則（10―1）	2.3.18	2.3.31	手續規定の充実化や明確化を図ることによる全面改正	2.4.1
公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（11―2）	31.4.12	31.4.16	受託団体の組織改編等に伴う別表第1の一部改正	31.4.16
	2.3.27	2.3.31	受託団体の組織改編等に伴う別表第1の一部改正	2.4.1

(任用関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の任用に関する規則 (4-0)	1.11.11	1.11.15	地方公務員法及び地方自治法の一部改正による臨時的任用の任用条件厳格化及び会計年度任用職員制度の創設に伴う必要な規定の整備。	2.4.1
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(12-0)	1.11.11	1.11.15	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う規定の整理。	2.4.1
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(12-1)	1.11.11	1.11.15	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う規定の整理。	2.4.1
一般職の任期付職員の採用等に関する規則(13-0)	1.11.11	1.11.15	地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う規定の削除(第4条)。	2.4.1

(給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
用語の定義 (1—2)	1.10.28	1.11.1	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴う改正	2.4.1
特殊勤務手当 (7—2)	2.3.18	2.3.24	第9条 支給対象の追加に伴う改正	2.4.1
期末手当 (7—14)	1.11.11	1.11.15	第2条 成年被後見人等に係る欠格事項の規定削除に伴う改正 第1条・第2条・第4条・第6条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴う改正	1.12.14 2.4.1
勤勉手当 (7—15)	1.11.11	1.11.15	第2条 成年被後見人等に係る欠格事項の規定削除に伴う改正 第1条・第2条・第8条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴う改正	1.12.14 2.4.1
	1.12.19	1.12.24	第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率上限の改正	1.12.1
管理職手当 (7—18)	2.3.18	2.3.24	別表第1(第1条関係) 組織改編による職の新設及び廃止に伴う改正	2.4.1
初任給, 昇格, 昇給等の基準 (7—33)	1.12.19	1.12.24	別表第3 学歴免許等資格区分表(第6条関係) 学歴区分の新設に伴う改正 別表第7 昇格時号俸対応表(第23条関係) 給料表の改定に伴う改正	1.12.24 31.4.1
	2.3.18	2.3.24	別表第1 級別標準職務表(第3条関係) 組織改編による職の新設及び廃止に伴う改正	2.3.24 2.4.1
会計年度任用 職員の給与及 び費用弁償に 関する規則 (7—140)	1.10.28	1.11.1	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴う規則制定	2.4.1
	1.12.19	1.12.24	別表第6 上位級決定時号俸対応表(第14条関係) 準用している給与条例適用職員の給料表の改定に伴う改正	1.12.24
	2.3.18	2.3.24	第18条 在職期間の算定方法の見直しに伴う改正	2.3.24

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の育児休業等に関する規則 (8—7)	1.11.11	1.11.15	第4条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴う改正	2.4.1
人事委員会の権限(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則)の一部委任	1.11.11	1.11.15	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の制定に伴う人事委員会の権限の一部委任	1.11.15

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、令和元年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見申出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
1.9.6	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	この条例案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴うものであり、適当と認めます。	1.10.4 制定 1.10.11 公布 2.4.1 施行
1.9.6	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	この条例案中第1条から第5条まで及び第7条から第10条までの規定については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、職員の分限に関する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、職員の育児休業等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の給与に関する条例、職員等の旅費に関する条例、職員の懲戒に関する条例及び職員の退職手当に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	1.10.4 制定 1.10.11 公布 2.4.1 施行
1.9.6	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	この条例案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行に伴い、職員の給与に関する条例、職員等の旅費に関する条例及び職員の退職手当に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	1.10.4 制定 1.10.11 公布 1.12.14 施行

意見申出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
1.11.28	職員の給与に関する条例等 の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告」に沿ったものであり、適当と認めます。	1.12.17 制定 1.12.24 公布 1.12.24 等施行
2.2.17	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、人事院規則9—30（特殊勤務手当）の改正等に準じ、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	2.3.17 制定 2.3.24 公布 2.4.1 施行
2.2.17	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）の施行により国立大学法人法（平成15年法律第112号）の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行うものであり、適当と認めます。	2.3.17 制定 2.3.24 公布 2.4.1 施行
2.2.17	非常勤職員公務災害補償等 条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、規定の整備を行うものであり、適当と認めます。	2.3.17 制定 2.3.24 公布 2.4.1 施行
2.2.27	職員のサービスの宣誓に関する 条例の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、規定の整備を行うものであり、適当と認めます。	2.3.17 制定 2.3.24 公布 2.4.1 施行

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」（人事委員会規則4—0。以下「規則」という。）を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

令和元年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

令和元年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

平成元年度以降の本県の職員採用試験応募者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。近年では平成24年度をピークに減少する傾向にあり、令和元年度は、前年度に比べ240人の減となった。一方、警察官採用試験応募者総数は、平成22年から減少していたが、令和元年度は受験者の受験機会拡大のため、警察官A（男性/一般、女性/一般）採用試験を5月と9月の年2回実施したこと等により、前年度に比べ26人の増となった。

また、平成26年度から実施している民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験については、前年度に比べ12人減の35人の応募があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込サービスを実施（大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。）しており、平成30年度から受験申込は原則として電子申請により行うこととしている。電子申請の利用者の割合は、令和元年度においては、職員採用試験の応募者の91.0%、警察官採用試験の応募者の60.2%となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政、少年警察補導員の2職種、技術系が総合土木等10職種、計12職種であり、申込者数747人、受験者数566人となり、前年度に比べて申込者数では11.7%下回り、受験者数は12.5%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の92.1%、最終合格者の95.6%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

なお、大学卒業程度試験においては、令和元年度から、技術系職種の第2次試験の専門試験（短答式）を廃止し、新たに論文試験を実施した。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築等3職種、計5

職種で、申込者数が 264 人、受験者数が 187 人となり、前年度に比べて申込者数では 29.6% 下回り、受験者数は 30.0% 下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ 78.6%、77.8%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務 1 職種、技術系が総合土木等 3 職種、計 4 職種であり、申込者数は 533 人、受験者数は 499 人となり、前年度に比べて申込者数では 5.3% 下回り、受験者数は 5.9% 下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合は、それぞれ 1.4%、1.3%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官 A (男性/一般) [大学卒業者]、警察官 A (男性/武道指導) [大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者]、警察官 A (女性/一般) [大学卒業者]、警察官 A (女性/武道指導) [大学卒業者で原則として柔道 3 段又は剣道 4 段の段位取得者]、警察官 B (男性) [大学卒業者以外] 及び、警察官 B (女性) [大学卒業者以外] の 6 職種であり、申込者数は 919 人、受験者数は 809 人となり、前年度に比べて申込者数では 2.9% 上回り、受験者数は 5.5% 上回った。

○ 民間企業等職務経験者採用試験

平成 26 年度から実施している民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験では、申込者数は 35 人、受験者数は 32 人となり、前年度に比べて申込者数では 25.5% 下回り、受験者数は 23.8% 下回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第 2 に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験（選考考査）を実施し、優秀な人材の確保に努めている。令和元年度の選考考査の実施状況は第 4 表のとおりで、昨年度に引き続き東日本大震災からの復旧・復興に対応するために任期付職員採用選考考査も実施し、獣医師等 20 職種、受考者 158 人に対し 62 人の適格者を決定しており、前年度に比べて受考者数では 20.6% 下回り、適格者数は 19.5% 下回った。

また、規則第 30 条による採用（転任を含む。）選考承認状況は、第 5 表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

令和元年度の職員の採用者数は第 6 表のとおり 427 人であり、このうち 343 人（80.3%）が競争試験による採用であり、84 人（19.7%）が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている（規則第 28 条第 2 項）。

任命権者の請求に基づく本委員会における令和元年度昇任選考実施状況は第 7 表のとおりであり、被選考者総数 176 人のうち、一般職員等が 151 人（85.8%）、警察官が 25 人（14.2%）となっている。

なお、課長補佐（警部）以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している（規則第 41 条第 1 項）。

第1表 令和元年度職員採用試験（定例試験）の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
大学卒業程度	行政 55人程度 少年警察補導員 3人程度 総合土木 20人程度 建築 3人程度 農業 3人程度 水産 3人程度 林業 5人程度 畜産 5人程度 園芸 5人程度 農芸化学 10人程度 心理 3人程度 保健師 10人程度	「保健師以外の職種」 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人〔22歳～35歳〕 「保健師」 昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人〔21歳～35歳〕 平成10年4月2月以降に生まれた人で次に該当する人 (1)学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は令和2年3月までに卒業する見込みの人 (2)人事委員会が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	5月10日（金）～ 5月31日（金）	第一次	6月23日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市 東京都 大阪府	7月4日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分（「保健師」を除く。）			
				第二次	7月19日（金）	その1	論文試験	時間 120分（「行政」及び「少年警察補導員」以外の職種は80分）	仙台市	8月16日（金）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
					7月22日（月）～ 7月29日（月）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市	
資格調査		受験資格の有無，受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								
短期大学卒業程度	学校事務 15人程度 警察事務 15人程度 建築 1人程度 機械 3人程度 電気 5人程度	平成2年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人〔20歳～29歳〕	8月9日（金）～ 8月30日（金）	第一次	9月29日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月10日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分			
				第二次	10月28日（月）	その1	論文試験	時間 80分	仙台市	11月21日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
					11月5日（火）～ 11月8日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）		
資格調査		受験資格の有無，受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								
高等学校卒業程度	事務（一般事務） 50人程度 （学校事務） 25人程度 （警察事務） 15人程度 総合土木 10人程度 水産 2人程度 林業 2人程度 ※事務については，第3志望まで選択できる。	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人〔18歳～21歳〕	8月9日（金）～ 8月30日（金）	第一次	9月29日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月10日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 100分（「総合土木」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」及び「林業」に限る。）			
				第二次	10月28日（月）	その1	作文試験	時間 60分	仙台市	11月21日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
					10月29日（火）～ 10月31日（木）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）		
資格調査		受験資格の有無，受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								

試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表	
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地		
警察官A (1回目)	警察官A(男性/一般) 55人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業若しくは令和2年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人 【～33歳】	3月22日(金)～ 4月19日(金)	第一次	5月12日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分	名取市 大和町	5月22日 (水)
	実技試験					武道(柔道又は剣道)についての実技試験(警察官A(男性/武道指導・女性/武道指導)に限る。)			
	論文試験					時間 80分 (第2次試験として評価)			
	第二次			6月6日(木)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	7月5日 (金)
						身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
第二次	6月7日(金)～ 6月11日(火)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)	仙台市	7月5日 (金)			
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査					
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁(東京都)の警察官A(男性/一般)の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて18人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警察官A (2回目)	警察官A(男性/一般) 10人程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業若しくは令和2年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人 【～33歳】	7月26日(金)～ 8月23日(金)	第一次	9月22日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月3日 (木)
	論文試験					時間 80分 (第2次試験として評価)			
	第二次			10月15日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月21日 (木)
						身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
	第二次			10月16日(水)～ 10月18日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)	仙台市	11月21日 (木)
体力検査		警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査							
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁(東京都)の警察官A(男性/一般)の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて17人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警察官B	警察官B(男性) 45人程度	昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)の卒業若しくは令和2年3月31日までに卒業する見込みの人又はこれらと同等以上の経歴を有すると認められる人を除く。 【18歳～33歳】	7月26日(金)～ 8月23日(金)	第一次	9月22日(日)	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月3日 (木)
	作文試験					時間 60分 (第2次試験として評価)			
	第二次			10月15日(火)	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査	仙台市	11月21日 (木)
						身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査		
	第二次			10月16日(水)～ 10月18日(金)	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験(個別面接)	仙台市	11月21日 (木)
体力検査		警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査							
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁(東京都)の警察官B(男性)の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて17人の採用が別に予定されている。				資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

- (注) 1 受験資格の欄の年齢は、令和2年4月1日現在の満年齢である。
2 大学卒業程度試験の「保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は令和2年4月30日までに取得見込みの人に限る。
3 「警察官A(男性/武道指導)」及び「警察官A(女性/武道指導)」にあつては、柔道3段(大学卒業見込みの人に限り2段を含む。)以上あるいは剣道4段(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
事務系	行政	30	609人	461人	75.7%	158人	144人	65人	7.1倍	48人	17人
	元		553	415	75.0	157	131	65	6.4	44	21
	少年警察員 補導員	30	18	17	94.4	6	6	3	5.7	2	1
	元		19	13	68.4	5	5	1	13.0	1	0
	小計	30	627	478	76.2	164	150	68	7.0	50	18
	元		572	428	74.8	162	136	66	6.5	45	21
大 学 卒 業 程 度	総合土木	30	61	46	75.4	36	34	21	2.2	12	9
	元		50	39	78.0	20	18	12	3.3	10	2
	建築	30	14	11	78.6	9	9	3	3.7	3	0
	元		13	10	76.9	6	4	1	10.0	1	0
	警察建築	30	2	2	100.0	1	0	-	-	-	-
	元		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業	30	27	24	88.9	15	14	5	4.8	5	0
	元		21	12	57.1	9	7	4	3.0	4	0
	水産	30	14	9	64.3	4	2	1	9.0	1	0
	元		11	10	90.9	8	7	4	2.5	4	0
	林業	30	19	15	78.9	12	11	4	3.8	3	1
	元		17	13	76.5	5	5	4	3.3	4	0
畜産	30	9	5	55.6	5	5	3	1.7	2	1	
元		6	6	100.0	5	4	2	3.0	2	0	
園芸	30	5	4	80.0	2	2	1	4.0	1	0	
元		9	8	88.9	7	6	6	1.3	4	2	
農芸化学	30	20	12	60.0	4	4	1	12.0	1	0	
元		15	12	80.0	9	8	4	3.0	4	0	
心理	30	14	14	100.0	6	6	2	7.0	2	0	
元		18	13	72.2	6	4	2	6.5	1	1	
保健師	30	23	20	87.0	19	17	10	2.0	9	1	
元		15	15	100.0	15	14	9	1.7	8	1	
	小計	30	219	169	77.2	120	110	55	3.1	43	12
	元		175	138	78.9	90	77	48	2.9	42	6
	合計	30	846	647	76.5	284	260	123	5.3	93	30
	元		747	566	75.8	252	213	114	5.0	87	27

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果			
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等		
短期 大学 卒業 程度	事 務 系	学校事務	30 元	185 人 134	129 人 96	69.7 % 71.6	44 人 39	37 人 27	17 人 15	7.6 倍 6.4	14 人 14	3 人 1	
		警察事務	30 元	166 115	122 80	73.5 69.6	41 36	39 35	16 10	7.6 8.0	16 10	0 0	
		小計	30 元	351 249	251 176	71.5 70.7	85 75	76 62	33 25	7.6 7.0	30 24	3 1	
	技 術 系	建築	30 元	3 1	2 1	66.7 100.0	1 0	1 -	1 -	2.0 -	0 -	1 -	
		機械	30 元	8 6	4 4	50.0 66.7	4 2	4 2	1 1	4.0 4.0	1 1	0 0	
		電気	30 元	13 8	10 6	76.9 75.0	7 6	6 5	1 1	10.0 6.0	1 1	0 0	
		小計	30 元	24 15	16 11	66.7 73.3	12 8	11 7	3 2	5.3 5.5	2 2	1 0	
	合計	30 元	375 264	267 187	71.2 70.8	97 83	87 69	36 27	7.4 6.9	32 26	4 1		
	高等 学校 卒業 程度	事 務 系	事務	30 元	527 498	494 466	93.7 93.6	173 144	169 139	95 63	5.2 7.4	72 48	23 15
			内 事	一般事務	30 元	354 332	326 315	92.1 94.9	112 103	109 98	60(0) 38(0)	- -	47 27
学校事務				30 元	93 83	90 79	96.8 95.2	32 25	31 25	18(2) 18(7)	- -	15 16	3 2
警察事務			30 元	80 83	78 72	97.5 86.7	29 16	29 16	17(0) 7(0)	- -	10 5	7 2	
小計			30 元	527 498	494 466	93.7 93.6	173 144	169 139	95 63	5.2 7.4	72 48	23 15	
技 術 系		総合土木	30 元	31 30	31 28	100.0 93.3	21 19	20 19	11 14	2.8 2.0	7 10	4 4	
		水産	30 元	2 2	2 2	100.0 100.0	2 1	2 1	1 1	2.0 2.0	1 1	0 0	
		林業	30 元	3 3	3 3	100.0 100.0	3 3	2 3	1 1	3.0 3.0	1 1	0 0	
		小計	30 元	36 35	36 33	100.0 94.3	26 23	24 23	13 16	2.8 2.1	9 12	4 4	
合計		30 元	563 533	530 499	94.1 93.6	199 167	193 162	108 79	4.9 6.3	81 60	27 19		

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般) (第1回)	30	417 人	354 人	84.9 %	231 人	200 人	83 人	4.3 倍	55 人	28 人
		元	335	310	92.5	201	184	81	3.8	50	31
	警察官 A (男性/一般) (第2回)	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		元	159	114	71.7	40	36	9	12.7	9	0
	警察官 A (男性/武道指導)	30	4	4	100.0	3	3	3	1.3	3	0
		元	4	4	100.0	2	2	2	2.0	2	0
	警察官 B (男性)	30	266	235	88.3	146	143	56	4.2	50	6
		元	211	194	91.9	136	134	47	4.1	43	4
	警察官 A (女性/一般) (第1回)	30	104	80	76.9	28	21	8	10.0	5	3
		元	88	79	89.8	23	21	10	7.9	6	4
警察官 A (女性/一般) (第2回)	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	元	36	27	75.0	8	6	3	9.0	3	0	
警察官 A (女性/武道指導)	30	3	3	100.0	2	2	1	3.0	1	0	
	元	2	2	100.0	2	2	2	1.0	2	0	
警察官 B (女性)	30	99	91	91.9	21	21	9	10.1	9	0	
	元	84	79	94.0	24	21	9	8.8	9	0	
合計	30	893	767	85.9	431	390	160	4.8	123	37	
	元	919	809	88.0	436	406	163	5.0	124	39	
総計	30	2,677	2,211	82.6	1,011	930	427	5.2	329	98	
	元	2,463	2,061	83.7	938	850	383	5.4	297	86	

注) 1 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。

2 令和元年度に係る選択結果は、令和2年5月1日現在のものである。

(2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
大卒程度 (職務経験者) 土木	30	47 人	42 人	89.4 %	17 人	17 人	10 人	4.2 倍	9 人	1 人
	元	35	32	91.4	14	14	8	4.0	8	0

注) 1 令和元年度に係る選択結果は、令和2年5月1日現在のものである。

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成22年度以降）

事 項	年 度	平成									令和
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
大学卒業程度	申込者数	(人) 1,201	(1,099)	(1,188)	(1,086)	(1,059)	(903)	(875)	(683)	(627)	(572)
	受験者数	(人) 1,691	1,528	1,771	1,508	1,358	1,231	1,195	904	846	747
	合格者数	(人) 134	(75)	(106)	(60)	(87)	(70)	(76)	(52)	(68)	(66)
	競争率	(倍) 12.8	(10.1)	(8.1)	(13.0)	(8.9)	(9.7)	(8.7)	(9.7)	(7)	(6.5)
	採用者数	(人) 117	(63)	(86)	(43)	(76)	(60)	(61)	(45)	(50)	(45)
短期大学卒業程度	申込者数	(人) 691	(462)	(528)	(462)	(300)	(295)	(285)	(241)	(351)	(249)
	受験者数	(人) 547	(367)	(366)	(336)	(222)	(206)	(197)	(173)	(251)	(176)
	合格者数	(人) 38	(45)	(38)	(21)	(25)	(27)	(29)	(28)	(33)	(25)
	競争率	(倍) 15.4	(8.2)	(9.6)	(16.0)	(8.9)	(7.6)	(6.8)	(6.2)	(8)	(7.0)
	採用者数	(人) 35	(37)	(32)	(18)	(21)	(19)	(24)	(24)	(30)	(24)
高等学校卒業程度	申込者数	(人) 516	(447)	(590)	(524)	(497)	(469)	(526)	(508)	(527)	(498)
	受験者数	(人) 450	(392)	(511)	(470)	(450)	(427)	(495)	(463)	(494)	(466)
	合格者数	(人) 71	(86)	(98)	(45)	(65)	(60)	(68)	(59)	(95)	(63)
	競争率	(倍) 6.5	(4.6)	(5.2)	(10.4)	(6.9)	(7.1)	(7.3)	(7.8)	(5)	(7.4)
	採用者数	(人) 46	(69)	(82)	(35)	(42)	(35)	(49)	(36)	(72)	(48)
小 計	申込者数	(人) 2,898	(2,008)	(2,306)	(2,072)	(1,856)	(1,667)	(1,686)	(1,432)	(1,505)	(1,319)
	受験者数	(人) 2,237	(1,513)	(1,739)	(1,584)	(1,449)	(1,312)	(1,352)	(1,141)	(1,223)	(1,070)
	合格者数	(人) 243	(206)	(242)	(126)	(177)	(157)	(173)	(139)	(196)	(154)
	競争率	(倍) 9.2	(7.3)	(7.2)	(12.6)	(8.2)	(8.4)	(7.8)	(8.2)	(6)	(6.9)
	採用者数	(人) 198	(169)	(200)	(96)	(139)	(114)	(134)	(105)	(152)	(117)

事 項	年 度	平成									令和
		22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
警 察 官	(人) 申 込 者 数	2,411	2,097	1,916	1,584	1,358	1,177	1,077	944	893	919
	(人) 受 験 者 数	2,036	1,716	1,577	1,343	1,124	1,006	893	796	767	809
	(人) 合 格 者 数	191	199	267	214	244	188	211	190	160	163
	(倍) 競 争 率	10.7	8.6	5.9	6.3	4.6	5.4	4.2	4.2	4.8	5.0
	(人) 採 用 者 数	156	150	215	172	198	153	162	158	123	124
合 計	(人) 申 込 者 数	5,309	4,613	4,896	4,126	3,556	3,227	3,139	2,635	2,677	2,463
	(人) 受 験 者 数	4,273	3,599	3,819	3,283	2,841	2,634	2,549	2,154	2,211	2,061
	(人) 合 格 者 数	434	470	646	447	485	425	469	400	427	383
	(倍) 競 争 率	9.8	7.7	5.9	7.3	5.9	6.2	5.4	5.4	5.2	5.4
	(人) 採 用 者 数	(125) 354	(169) 377	(200) 540	(96) 356	(139) 391	(114) 332	(134) 371	(105) 320	(152) 329	(117) 297

注) ()内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 令和元年度職員採用選考考査実施状況

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
獣 医 師 (第 1 回)	18	15	9	1.7	1. 7.16~17 -
薬 剤 師	26	19	10	1.9	1. 7.16~18
原 子 核 工 学	1	0	-	-	- (一次) - (二次)
福 祉 総 合 研 究 系 員 (化 学 系)	18	15	4	3.8	1. 6.23 (一次) 1. 7.16~17 (二次)
研 究 系 員 (化 学 系)	7	5	1	5.0	1. 6.23 (一次) 1. 7.16 (二次)
美術普及指導員・立体表現	11	10	1	10.0	1. 6.23 (一次) 1. 7.16~17 (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (法 医 部 門 研 究 員)	8	8	1	8.0	1. 6.23 (一次) 1. 7.16 (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (化 学 部 門 研 究 員)	7	6	1	6.0	1. 6.23 (一次) 1. 7.16 (二次)
獣 医 師 (第 2 回)	3	3	1	3.0	1.10.23
児 童 自 立 支 援 専 門 員	5	5	3	1.7	1. 9.29 (一次) 1.10.23 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (機 械)	5	5	2	2.5	1. 9.29 (一次) 1.10.23 (二次)
職 業 訓 練 指 導 員 (情 報 処 理)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
海 技 従 事 者 (通 信)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
海 技 従 事 者 (航 海)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
航 空 整 備 士	2	2	1	2.0	1. 9.29 (一次) 1.10.23 (二次)
情 報 処 理 技 術 者	3	3	1	3.0	1. 9.29 (一次) 1.10.23 (二次)
サ イ バ ー 捜 査 官	5	4	2	2.0	1. 9.29 (一次) 1.10.23 (二次)

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
障 害 者 対 象 (一般事務/大学卒業程度)	人 6	人 5	人 1	倍 5.0	1.10.27 (一次) 1.11.26 (二次)
障 害 者 対 象 (学校事務・警察事務/短期大学卒業程度)	2	2	1	2.0	1.10.27 (一次) 1.11.26 (二次)
障 害 者 対 象 (一般事務・学校事務/高等学校卒業程度)	14	12	1	12.0	1.10.27 (一次) 1.11.26 (二次)
(特定業務等従事) 一般職任期付職員(土木)	45	39	22	1.8	1.7.7 (一次) 1.8.3~4 (二次)
計	186	158	62	2.5	

第5表 令和元年度採用・転任選考承認状況

区分	職種又は職名	任命権者					計 (人)	
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)		
採用	獣 医 師	7					7	
	薬 劑 師	2					2	
	原 子 核 工 学	0					0	
	福 祉 総 合	4					4	
	児 童 自 立 支 援 専 門 員	1					1	
	研 究 員 (化 学 系)	1					1	
	職 業 訓 練 指 導 員 (機 械)	2					2	
	職 業 訓 練 指 導 員 (情 報 処 理)	0					0	
	医 師	9					9	
	美 術 普 及 指 導 員		1				1	
	海 技 従 事 者 (航 海 士)		0				0	
	海 技 従 事 者 (通 信 士)		0				0	
	犯 罪 鑑 識 技 術 員 (法 医 部 門 研 究 員)			1			1	
	犯 罪 鑑 識 技 術 員 (化 学 部 門 研 究 員)			1			1	
	情 報 処 理 技 術 者			1			1	
	航 空 整 備 士			1			1	
	サ イ バ ー 捜 査 官			0			0	
	事 務 (障 害 者)	1	1				2	
	任期付職員	士 木	19					19
	人事交流等	部 長 級	1					1
次 長 級							0	
課 長 級		2	1	6			9	
補 佐 級			1				1	
係 長 (主 任 主 査) 級				4			4	
主 事 ・ 技 師 級		2		1			3	
小 計		51	4	15	0	0	70	
転任	部 長 級						0	
	次 長 級						0	
	課 長 級	5	14				19	
	補 佐 級	9	50				59	
	係 長 (主 任 主 査) 級	9	8				17	
	主 事 ・ 技 師 級		3				3	
	小 計	23	75	0	0	0	98	
計		74	79	15	0	0	168	

第6表 令和元年度職員採用状況（H31.4.1～R2.3.31）

区 分	平 30 年 競 試 合 格	成 度 争 験 者 格	採 用 者	全 者 採 用 に る 合 割	採 用 者 の 任 命 権 者 別 内 訳						
					知 事	教 育			警 察	企 業	そ の 他
						教 育 庁 立 校	小 学	中 校			
競 争 試 験	事 務 系	大 卒 程 度	人 68	人 51 (5)	% 11.9	人 49 (5)	人	人	人 2	人	人
		短大卒程度	33	30	7.0		14		16		
		高 卒 程 度	95	72	16.9	47	15		10		
		小 計	196	153 (5)	35.8	96 (5)	29		28		
	技 術 系	大 卒 程 度	55	45 (4)	10.5	45 (4)					
		短大卒程度	3	2	0.5	2					
		高 卒 程 度	13	9	2.1	9					
		小 計	71	56 (4)	13.1	56 (4)					
	警 察 官	160	125 (2)	29.3				125 (2)			
	大 卒 程 度 (職務経験者)	10	9	2.1	9						
合 計	437	343 (11)	80.3	161 (9)	29		153 (2)				
選 考	書 類 選 考	事 務 系		8	1.9	6	2				
		技 術 系		15	3.5	11			4		
		警 察 官		6	1.4				6		
		小 計		29	6.8	17	2		10		
	考 査 選 考	事 務 系		5	1.2	5					
		技 術 系		47	11.0	43	1		3		
		警 察 官		3	0.7				3		
		小 計		55	12.9	48	1		6		
	合 計	0	84	19.7	65	3		16			
	総 計	437	427 (11)	100.0	226 (9)	32		169 (2)			

※（ ）内は令和元年度採用試験合格者のうち、令和元年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 令和元年度昇任選考実施状況

任命権者		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
職位又は階級		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	6	2			1	9
	次長級	31	1	2		2	36
	課長級	75	19	8	3	1	106
	小計	112	22	10	3	4	151
警察官	部長級			6			6
	警視			19			19
	小計			25			25
計		112	22	35	3	4	176

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べて増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年につき、賃金の上昇傾向が見られる。また、初任給については、大学卒では増額した事業所が 2.1 ポイント減少、高校卒では 2.6 ポイント増加し、減額した事業所については、大学卒、高校卒ともになかった。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年 4 月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

原則 55 歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、現在、国において、定年引上げに伴う高齢層職員の給与カーブの在り方に関し検討が行われているところであり、その動向を注視するとともに、公務と民間の給与差の状況等も踏まえながら、引き続き検討を進めていくこととする。

住居手当について、人事院においては、公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃の下限額を 4,000 円引き上げるよう勧告したところである。

本県における住居手当制度は、従前、国との均衡を図ってきたところであるが、今回の国の改正において考慮された公務員宿舍使用料の上昇について、本県においては、国と同様の傾向を示すまでには至っていない。このことから、引き続き職員宿舍使用料の状況を注視するとともに、国及び他都道府県の今後の動向を考慮しながら、必要な検討を行っていくこととする。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、大卒程度の初任給について 1,200 円、高校卒程度の初任給について 1,700 円、それぞれ引上げを行う。これを踏まえ、若年層が在職する号俸について、所要の改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、年間の支給月数を4.50月とする。引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとし、今年度については、12月期の勤勉手当を引き上げることとする。

特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

また、令和2年度以降の期末手当・勤勉手当については、6月期及び12月期が均等になるよう配分する。

(3) 給与制度における今後の課題

人事院報告では、国家公務員給与について、引き続き、職員の職務・職責や専門性を重視しつつ、能力・実績を適切に反映する取組を進めていくとともに、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、公務における人員構成の変化及び各府省における人事管理の状況等を踏まえながら、60歳前の給与カーブも含めた給与カーブの在り方について検討を行っていくこととされている。

本県職員の給与についても、人事院報告で示された課題を十分に踏まえるとともに、本県の実情や国及び他の都道府県の動向に留意し、今後も必要な検討を行っていくこととする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

東日本大震災から8年半が経過し、本県は、宮城県震災復興計画の総仕上げに向けて重要な時期を迎えている。これまでの県民と県職員が一丸となった懸命の取組によって、復興の事業の成果は着実に得られているものの、一方では復興の進捗に伴い県の担うべき役割が変化し、心のケアや地域コミュニティの形成支援といったきめ細やかな対応が必要となるなど、行政ニーズは一層多様化してきている。

復興を確実に成し遂げるとともに、復興後を見据え、複雑化する課題に的確に対応していくためには、今後も引き続き、復興を担う職員を確保するとともに、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出すことにより、効率的で質の高い行政を行っていくことが求められる。

職員の確保に向けて、これまでも職員採用試験・選考考査における応募者確保対策を強化してきたほか、任期付職員の採用や他の自治体等からの派遣職員の受入を積極的に進めてきたところである。しかしながら、国の復興・創生期間の終期が近づいていること、震災からの年月の経過や他地域における大規模災害の発生などにより、特に任期付職員や派遣職員の確保をめぐる環境は厳しさを増している。引き続き必要な人員の確保に向けて、柔軟に様々な取組を行っていくとともに、職員の能力を十分に発揮できるような効率的な組織運営及び人員配置に努める必要がある。

また、復興後を見据えた人事運営の観点からは、職員一人一人の能力・意欲の更なる向

上を通じて、効率的で質の高い行政を実現していくことが求められており、引き続き「みやぎ人財育成基本方針※」に基づく人材育成に注力していく必要がある。

あわせて、現在任期付職員や派遣職員によって担われている業務の今後の在り方について検討を進める必要があるほか、職員の年齢や経験年数といった職員構成に留意しながら、昇任管理等を含め、将来を見据えた人事運営について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

(2) 有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

震災からの復興に加えて、復興後を見据えた数多くの課題に対応し、県勢を更に発展させるためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

職員の採用に当たっては、従来から職員採用試験（大学卒業程度）等の第1次試験を東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めているところであり、県外会場における最終合格者は全体の約12%から25%で推移するなど一定の成果が得られている。

また、昨年度から職員採用試験（短期大学卒業程度）において受験資格の上限年齢を29歳に引き上げる取組を行ったところである。

一方、土木職や獣医師職、薬剤師職など一部の技術系職種については、引き続き必要人員の確保が難しい状況が続いている。このような状況を踏まえ、土木職については民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を引き続き実施している。また、今年度から薬剤師職の採用については、採用試験から選考に変更し、獣医師職と同様に教養考査を廃止したほか、大学卒業程度試験の技術系職種については、第2次試験の専門試験を廃止し、論文試験に変更するなど、受験者の利便性を考慮しつつ、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めているところである。

近年、受験対象年齢人口の減少や民間企業等の活発な採用動向等を背景に全体的な応募者の減少傾向が顕著であり、今後も任命権者や関係機関等と綿密に連携しながら、新たな対策にも積極的に取り組み、職員採用試験等の応募者確保に一層注力していく必要がある。

また、こうした状況を踏まえて、多様な経歴、能力を有する職員を採用する仕組みの検討や様々な職員の働き方に応じて活躍できる環境づくりにも努め、将来にわたる県組織の活性化に取り組む必要がある。

女性の活躍推進については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく本県の特定事業主行動計画において、採用試験受験者等の女性割合及び管理職・係長級以上に占める女性職員割合を目標数値として掲げているところであり、これらの目標の着実な実現に取り組む必要がある。また、女性職員に対する仕事と出産・育児等の両立支援の充実を図りながら、更なる職域の拡大と多様な職務経験を通じた能力開発等に取り組む、意欲と能力のある女性職員のキャリア形成をより一層支援していく必要がある。

なお、こうした女性活躍推進のための取組を県内外に積極的に情報発信することは、応

募者確保対策にもつながるものである。

障害者雇用の推進については、これまで身体障害者を対象とした採用選考審査を実施してきたが、今年度から応募資格の要件を見直し、精神障害者や知的障害者も受考可能としたところである。任命権者においては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の適切な運用に努めるとともに、引き続き本委員会と任命権者が連携し、合理的配慮の下、意欲と能力を有する障害者の雇用の取組を適切に進めていく必要がある。

なお、障害者の採用とその後の能力開発に当たっては、任命権者が障害の内容及び程度に応じて能力を発揮できる職域、職種、業務等を把握・用意することが必要であり、この点においても本委員会と任命権者が連携して、適切に進めていく必要がある。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていく上で極めて重要な意義を持つものであり、本県では本格的な導入から 3 年が経過し、制度として定着してきているところである。

職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、職員の士気や組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。今後とも任命権者及び評価者においては、この点について理解を深め、適切な人事管理を実践していくことが求められる。

また、人事評価のプロセスは個々の職員のモチベーションの向上と能力の伸長を図る上で有効な手段となることから、この機会を捉えて、職員とコミュニケーションを深め、人材育成のための効果的な取組を行うことが求められる。

(4) 定年の引上げへの対応

地方公務員の定年は、地方公務員法の規定により国家公務員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても職員の定年等に関する条例（昭和 59 年宮城県条例第 3 号）により原則 60 歳と規定されているところである。

現在、政府において人事院が昨年 8 月に行った「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえた検討が行われており、本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においても「公務員の定年を段階的に 65 歳に引き上げる方向で検討する」とされている。

昨年人事院から示された方向性や課題について、引き続き国の動向を注視するとともに、本県の状況を踏まえて検討を進め、適切に対応していく必要がある。また、段階的な定年の引上げ期間中は再任用制度が存置されることとなるため、引き続き再任用職員の有する貴重な業務ノウハウ等を組織として効果的に活用・継承するための方策など、再任用制度及び運用の課題についても、本県の職務や任用の実態に即して検討していく必要がある。

(5) 会計年度任用職員制度への対応

地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な雇用の確保と一般職の会計年度任用職員制度の創設を目的とする、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が、令和 2 年 4 月から施行されることとなっている。

会計年度任用職員制度は、現行の臨時・非常勤職員制度からの大規模な制度変更となる

ことから、適正かつ円滑な移行に向けて確実な対応が求められる。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

職員の長時間にわたる時間外勤務については、健康面やワーク・ライフ・バランスに影響を及ぼすとの観点から、その縮減についてこれまでも言及してきたが、昨年6月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」の成立を受け、本委員会も職員の時間外勤務について、国に準ずる形で上限規制を導入したところである。

平成30年度における職員全体の時間外勤務の状況は、職員一人当たり月平均13.4時間で、昨年度に比べて0.5時間減少しており、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の割合も3割以上減少するなど、長時間の時間外勤務を行った職員は減少傾向にある。

こうした中、県教育委員会の調査結果によると、県立学校において正規の勤務時間外における在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は、全教職員の4分の1を超えており、教職員の長時間勤務の解消は依然として大きな課題となっている。県教育委員会では、平成30年3月に策定した「部活動での指導ガイドライン及び部活動指導の手引き」により、部活動における休養日の設置や外部指導者の導入など、部活動に伴う教職員の多忙化・負担の軽減に努めているが、新たに平成31年3月に策定した「教職員の働き方改革に関する取組方針」に盛り込まれた「長時間勤務の縮減」の数値目標の達成に向け、全教職員が一丸となって取り組んでいくことが求められる。

各任命権者においては、時間外勤務の縮減が職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進、ひいては公務能率の向上にもつながる重要課題であることを認識し、その縮減はもちろん、時差勤務や定時退庁日の確保といったこれまでの取組を継続しつつ、今年度から導入した時間外勤務の上限規制の結果検証、国の状況を踏まえたフレックスタイム制の導入に向けた検討、民間労働法制の趣旨に沿った年次有給休暇の5日以上の取得奨励といった、さらなる職員の働き方改革に向けた取組を進めていくことが肝要である。

また、メンタルヘルスについては、復興業務が仕上げの時期ということもあり、時間外勤務や様々な行政ニーズへの対応による疲労やストレスの蓄積により、職員の心身の健康保持に大きな影響を及ぼしていることがうかがえる。

平成30年度における精神疾患を起因とする病気休職職員数は前年度から2割超、同じく病気休暇取得職員数は1割超といずれも増加していることから、各任命権者においては、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防止するため、ストレスチェックの活用などによる早期発見・支援といった組織的な取組を強化していくことが必要である。

なお、管理監督者には、日頃から職員の健康状態や職場の環境改善に配慮することはもちろん、健康不安を抱えた職員への適切な対応・支援といったメンタルヘルスケアの実践が強く求められる。

組織運営や業務を遂行する上で、職員の健康管理は殊に重要であり、職員が計画的に休暇を取得し適度に休養することは、心身の健康保持にとって不可欠である。

平成 30 年度の年次有給休暇取得状況を見ると、県全体で平均取得日数が 1 日増加するなど改善傾向にあることから、管理監督者は、引き続き職員が年次有給休暇や特別休暇などを取得しやすい職場環境の構築に努めるとともに、職員の健康保持について十分配慮することが肝要である。

(2) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化に伴う人口減少社会においては、年齢、性別などにかかわらず、誰もが活躍できる社会の実現が重要であり、本県においても、職員一人一人がその職責を全うしながら、自己のキャリア形成と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進が求められている。特に、仕事と育児、介護等との両立支援については、国や他都道府県、民間の動向だけでなく、支援制度の利用状況や職員ニーズなども踏まえながら、随時制度内容の見直しを進めてきたところである。

両立支援については、制度の整備はもとより、職場全体が制度の趣旨をよく理解した上で、支援の必要な職員がいつでも円滑に利用できる環境整備が求められる。

なお、不妊治療と仕事の両立については、今後検討を要する課題であることから、国や他都道府県、民間の状況を踏まえながら、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等に努めていくことが望まれる。

各任命権者においては、さらなるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き職員に対する育児休業や介護休暇等の両立支援制度に関する普及啓発を推し進めるとともに、すべての職員が安心して制度を活用することのできる職場環境の構築に取り組んでいく必要がある。

(3) 服務規律の徹底

本県職員は、公務に対する信頼を損なうことのないよう高い倫理観を保ちながら、日々の職務に取り組むことが求められている。

平成 30 年度においては県全体で 17 人の職員が懲戒処分を受けており、事案の内容も、飲酒運転や窃盗、公金の私的流用など、遵法意識に欠けるものが多く見られる。特に教職員による飲酒運転事案がここ 10 年間毎年発生していることは、極めて憂慮すべき事態である。県教育委員会では、この間、飲酒運転に対する処分の厳格化など対策を行ってきたところであるが、その結果を踏まえ、飲酒運転根絶に向けたより効果的な対策を講ずることが急務である。

こうした一部職員の不祥事は、県政全体に対する信用を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

各任命権者においては、より一層の服務規律の確保と法令遵守の徹底を図るとともに、それぞれの職員においても、公務に携わる者としての使命感や倫理感を忘れることなく、常に緊張感を持って日々の職務に当たることが求められる。

また、当委員会に対し、近年ハラスメントに関する苦情相談が多く寄せられる傾向にあることから、各任命権者においては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといった各種ハラスメント行為が、職員の健康保持や職場全体の公務能率の維持に悪影響を与えるものであることを認識し、民間の状況や国の動向等も踏まえながら、引き続き

ハラスメントの防止に関する相談体制の整備及び各職員のモラル向上、コンプライアンス強化といった意識啓発を図り、すべての職員が安心して働くことのできる職場環境の維持に取り組んでいくことが重要である。

4 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画 10 年間の計画期間における 9 年目、東日本大震災からの復興において、県勢の発展に向けて戦略的に取組を推進していく「発展期」(H30～R2)の 2 年目となり、職員は、それぞれの分野において、復興の歩みを着実に進めるべく、不断の努力を重ねている。加えて職員には、引き続き県民の県政に対する期待と信頼に応え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、民間企業の月例給及び特別給の支給状況を踏まえ、職員の月例給及び特別給を引き上げることとした。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、職員の士気の維持・高揚や有為な人材の確保・育成につながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第 2 の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年宮城県条例第 10 号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当

イ 令和元年 12 月期の支給割合

(イ) (ロ) 以外の職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を 0.975 月分とすること。

(ロ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

勤勉手当の支給割合を 1.175 月分とすること。

ロ 令和 2 年 6 月期以降の支給割合

(イ) (ロ) 以外の職員（再任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

(ロ) 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.15 月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 令和元年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.725 月分とすること。

ロ 令和 2 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 令和元年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.725 月分とすること。

ロ 令和 2 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7 月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)のイ、2 の(2)のイ及び 3 の(2)のイについては令和元年 12 月 1 日から、1 の(2)のロ、2 の(2)のロ及び 3 の(2)のロについては令和 2 年 4 月 1 日から実施すること。

(別記第 1 から別記第 3 まで省略)

3 公平審査事務

職員の基本的な権利として、経済的権利を支える勤務条件に関する措置要求権と身分保障を支える不利益処分に対する審査請求権があり、これらの権利を保障する機関として、本委員会は、本県職員及び公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出された「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の事案に係る公平審査を行っている。

また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談への対応を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

令和元年度における勤務条件に関する措置の要求はなかった。

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2）。

審査請求があった場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めるときにはその処分を承認し、当該処分を違法又は不当と認めるときにはその処分を取り消し、又は修正する裁決を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

令和元年度における審査請求の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（令和2年3月31日現在）

事 案 名	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
平成29年(審) 第2号事案	29. 8. 10	教育委員会 員	教育委員会	懲戒免職	信用失墜行為	1. 6. 19 棄却
平成30年(審) 第1号事案	30. 8. 15	教育委員会 員	教育委員会	懲戒免職	信用失墜行為	1. 8. 28 棄却
平成31年 不受理案件	31. 4. 4	教育委員会 員	教育委員会	分限免職	心身の故障	1. 5. 17 却下

事 案 名	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
令和元年(審)第1号事案	1.6.14	教育委員会 職	教育委員会	懲戒免職	職務命令違反 信用失墜行為	審査中
令和元年 不受理案件	1.10.15	知事部局 員 職	知事	分限免職	心身の故障	2.1.22 却下

○ 市町村等

(令和2年3月31日現在)

事 案 名	審 査 請 求 年 月 日	審 査 請 求 人	処 分 者	処 分 の 内 容	処 分 理 由	処 理 年 月 日 及 び 処 理 経 過 等
平成30年(審)第2号事案	30.10.11	受託団 体 員 職	受託団体の長	分限降任	勤務実績不良 適格性欠如	2.3.27 処分取消
令和元年 不受理案件	2.2.15	受託団 体 員 職	受託団体の長	戒告	信用失墜行為	2.3.27 却下

(3) 職員の苦情処理(地方公務員法第8条第1項第11号・第2項第3号関係)

苦情相談は、勤務条件その他の人事管理に関する悩みや苦情についての相談を受け付け、職員が将来に向けてその職場において安心して職務に専念できるようにすることを目的に実施している。

令和元年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	2	3	5
給 与 関 係	1	1	2
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	2	4	6
厚 生 ・ 福 祉 関 係	1	0	1
公 平 審 査 関 係	0	1	1
セクハラ・いじめ関係	5	7	12
そ の 他	1	1	2
合 計	12	17	29

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、令和2年4月1日現在、次の49団体の事務を受託している。

- (1) 市 町 村 12市, 20町, 1村 計33団体
- (2) 一部事務組合 15団体
- (3) 広域連合 1団体

受 託 団 体 名						
(市)		(町)			(村)	
塩竈市	岩沼市	蔵王町	丸森町	大和町	女川町	大衡村
気仙沼市	登米市	七ヶ宿町	亘理町	大郷町	南三陸町	
白石市	栗原市	大河原町	山元町	色麻町		
名取市	東松島市	村田町	松島町	加美町		
角田市	大崎市	柴田町	七ヶ浜町	涌谷町		
多賀城市	富谷市	川崎町	利府町	美里町		
(一部事務組合)				(広域連合)		
石巻地区広域行政事務組合		宮城東部衛生処理組合		宮城県後期高齢者医療広域連合		
仙南地域広域行政事務組合		白石市外二町組合				
大崎地域広域行政事務組合		宮城県市町村非常勤消防団員				
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		補償報償組合				
黒川地域行政事務組合		塩釜地区消防事務組合				
亘理地区行政事務組合		宮城県市町村職員退職手当組合				
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合		宮城県市町村自治振興センター				
亘理名取共立衛生処理組合		加美郡保健医療福祉行政事務組合				

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項，第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- （1）重要な行政上の決定を行う職員
- （2）重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- （3）職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- （4）職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- （5）その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- （1）交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- （2）法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- （3）在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（令和2年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	元年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○		
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○		
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○	役員変更 規約変更	
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○	役員変更 規約変更	
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町			
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町			
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更 規約変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町			
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○	役員変更	
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町			

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	元年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○		
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	H 6. 11. 29	石巻市	○		
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○	役員変更	
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市		役員変更	
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○		
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市			
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○	役員変更	
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市		役員変更	
50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大郷町	○		
51	公立刈田総合病院職員組合	26. 3. 27	白石市	○	役員変更	
52	塩釜市職員労働組合	29. 4. 1	塩竈市		役員変更	
53	大崎市職員労働組合	30. 4. 1	大崎市	○	役員変更 規約変更	

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（令和2年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号），学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号），職員の勤務時間，休暇等に関する規則（人事委員会規則8—5）及び学校職員の勤務時間，休暇等に関する規則（人事委員会規則8—6）の規定に基づき，職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議，特別休暇等の承認を行うこととなっているが，令和元年度における承認等の状況は次のとおりである。

○ 週休日の振替等の承認の状況

承認年月日	対象者	対象業務	週休日の振替等期間
1.10.28	令和元年台風第19号に係る災害対応業務に従事する職員	令和元年台風第19号に係る災害対応業務のために，週休日の振替等を命ずる場合	勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替等を行うことが困難な場合に限り，勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする16週間後の日までの期間
2.3.18	新型コロナウイルス感染症に係る対応業務に従事する職員	新型コロナウイルス感染症に係る対応業務のために，週休日の振替等を命ずる場合	勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替等を行うことが困難な場合に限り，勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする16週間後の日までの期間

○ 特別休暇の承認

承認年月日	対象者	休暇取得事由	休暇期間	根拠規定
1.10.8	県立学校 講師	北京オリンピックに向けたボブスレーの強化選手として海外遠征に派遣され、滑走トレーニングに参加するもの	令和元年10月10日から同年12月24日まで	人事委員会規則8—6 第20条第1項第33号
2.3.18	新型コロナウイルス感染症に関する以下の場合 (1) 職員の中学校就学の始期に達するまでの子が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合で、職員以外に看護を行う者がいない場合 (2) 職員の中学校就学の始期に達するまでの子が通学する学校が臨時休校した場合で、職員以外に世話をする者がいない場合 (3) 職員の子が通学する特別支援学校(中学校及び高等学校の特別支援学級を含む)が臨時休校した場合で、職員以外に世話をする者がいない場合 (4) 職員の小学校就学の始期に達するまでの子が保育所等における保育の提供が実施されない場合で、職員以外に世話をする者がいない場合		任命権者が必要と認める期間	人事委員会規則8—5 第22条第1項第33号, 人事委員会規則8—6 第20条第1項第33号

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年宮城県条例第8号)、職務に専念する義務の特例に関する規則(人事委員会規則9—1)の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、令和元年度において定めた特例はなかった。

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、時間外・休日労働に関する協定届の受理（第 36 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（令和 2 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局	
		総務部	公務研修所，公文書館，消防学校
		環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部	保健環境センター，環境放射線監視センター 高等看護学校，子ども総合センター 産業技術総合センター，高等技術専門校（白石，仙台，大崎，石巻，気仙沼），仙台人材開発センター，宮城障害者職業能力開発校
	農政部	農業大学校，農業・園芸総合研究所，古川農業試験場，畜産試験場	
	水産林政部	水産技術総合センター（漁業調査指導船「みやしお」，漁業調査指導船「開洋」を除く。），水産技術総合センター 気仙沼水産試験場，水産技術総合センター内水面水産試験場，林業技術総合センター	
	教育委員会	総合教育センター，視覚支援学校（寄宿舍を除く。），聴覚支援学校及び分校（2）（寄宿舍を除く。），特別支援学校及び分校（22）（寄宿舍を除く。），高等学校，分校及び寄宿舍（74），中学校（2），図書館，美術館，自然の家（3），多賀城跡調査研究所，東北歴史博物館	
	警察本部	警察学校	

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 震災復興・企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農政部 水産林政部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中央県税事務所扇町出張所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台，北部，東部，気仙沼），地方振興事務所地域事務所（栗原，登米），計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部） 漁業取締船（うみわし，うみたか） 気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所，東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所，地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田，栗駒）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，気仙沼）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課（運転免許センターを含む。），運転教育課，交通機動隊，高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。），機動隊，警察署（25）（交番，駐在所及び警備派出所を含む。）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(令和2年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造, 改造, 加工, 修理, 洗浄, 選別, 包装, 装飾, 仕上, 販売のためにする仕立, 破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	広域水道事務所(大崎, 仙南・仙塩), 広域水道事務所工業用水道管理事務所, 下水道事務所(中南部, 東部)
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木, 建築その他工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊, 解体又はその準備の事業	知事部局 農政部 土木部	王城寺原補償工事事務所 土木事務所(大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 土木事務所地域事務所(栗原, 登米), 港湾事務所(仙台塩釜, 石巻)
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産, 養蚕又は水産の事業	知事部局 水産林政部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」, 「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	知事部局 環境生活部 保健福祉部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所(仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 保健福祉事務所地域事務所(栗原, 登米), 仙台保健福祉事務所支所(岩沼, 黒川), 中央児童相談所一時保護班, さわらび学園, 精神保健福祉センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎, 聴覚支援学校寄宿舎, 船岡支援学校寄宿舎, 支援学校小牛田高等学園寄宿舎, 支援学校岩沼高等学園寄宿舎, 支援学校女川高等学園寄宿舎
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総務部 経済商工観光部	職員寮(10) 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮(6)
官公署		企業局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	元	9	21	5	35	9	21	5	35
	30	9	21	5	35	10	21	5	36
第一種圧力容器	元	9	13	1	23	9	13	1	23
	30	10	13	1	24	10	11	1	22
ゴ ン ド ラ	元	3	2	0	5	3	2	0	5
	30	3	2	0	5	3	2	0	5
ク レ ー ン 等	元	0	2	0	2	0	0	0	0
	30	0	2	0	2	0	2	0	2
計	元	21	38	6	65	21	36	6	63
	30	22	38	6	66	23	36	6	65

(注1) 本表中の「設置基数」については令和2年3月31日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については令和元年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
落 成 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第38条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内容積	設置届受理年月日	落成検査年月日
—	—	—	—	—	—

④ ボイラー等の廃止届等の状況

		ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン等	計
廃止届	事業場数	1	1	—	—	2
	基数	1	1	—	—	2
変更届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—
休止届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—

（注）事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第39条関係）

手続きの種類	機械の種類	件数
検査証交付	—	—
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第20条・36条・41条，労働安全衛生法100条関係）
ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

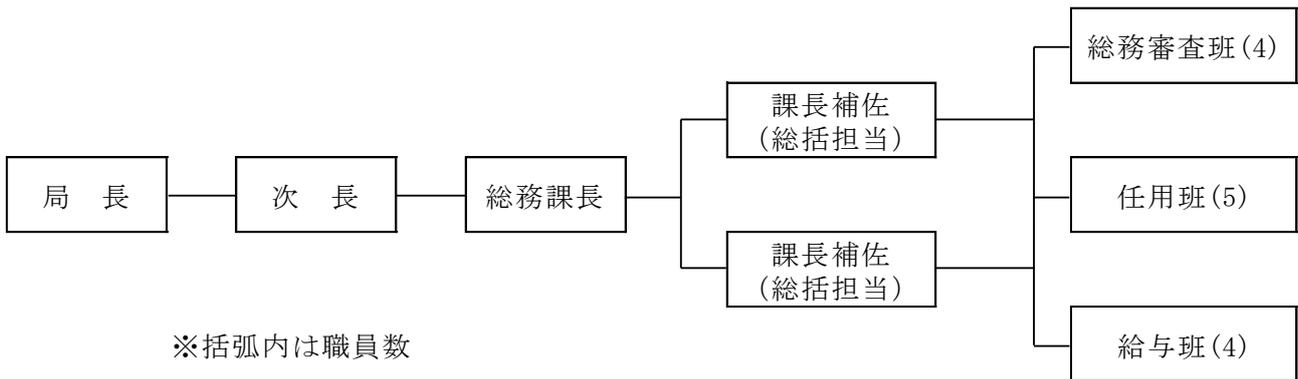
① 労働基準法関係

手続きの種類	知事	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外認定	—	5	—	5
時間外・休日労働に関する協定届	22	96	1	119
継続的な宿直又は日直勤務許可	4	—	—	4

② 労働安全衛生法関係

手 続 の 種 類		知事	教育委員会	警察本部	計	
総括安全衛生管理者選任報告		—	—	—	—	
安全管理者選任報告		—	—	—	—	
衛生管理者選任報告		—	—	16	16	
産業医選任報告		—	—	17	17	
健康診断 結果報告	一 般	定 期	1	1	1	3
		特 定 業 務	—	—	1	1
	特 殊	有 機 溶 剤	8	—	1	9
		鉛	—	—	4	4
		特定化学物質	4	—	1	5
		高 気 圧	—	—	1	1
		電 離 放 射 線	7	2	2	11
		指 導 勸 奨	4	1	4	9
ストレスチェック結果等報告		1	1	1	3	
事 故 報 告		—	—	—	—	
労働者死傷病報告		2	—	13	15	

◎ 事務局の組織及び事務分掌（令和2年4月1日現在）



総 務 審 査 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他の人事及び研修に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事。 5 予算，決算その他の会計事務に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 広報に関する事。 8 人事委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 9 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 10 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する事。 11 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 12 職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。 13 職員団体等の登録等に関する事。 14 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事。 15 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事。 16 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 17 職員の苦情の処理に関する事。 18 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事。 19 職員の退職管理に関する事。 20 他の班の所管に属しない事務に関する事
任 用 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事。 2 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事。 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事。 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事。 6 職員の競争試験及び選考に関する事。 7 職員の人事評価に関する事。 8 職員の研修に関する事。
給 与 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること。 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること。 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事。 5 職員に対する給与の支払の監理に関する事。

